

四日市市告示第 279 号

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成 17 年四日市市告示第 99 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付申請)</p> <p>第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障害者用自動車改造費助成申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>運転免許証等</u>の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(交付申請)</p> <p>第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障害者用自動車改造費助成申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>運転免許証</u>の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

身体障害者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住所 四日市市
氏名
電話

身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり申請します。

申請者の状況	個人番号			
	生年月日	年 月 日		
	身体障害者手帳の番号	第 号		
	障害名	(種 級)		
申請金額	円	取扱業者		
自動車登録番号			自動車の種別	
改造の内容				
免許証	取得年月日		番号	
免許の条件				

添付書類

- ・見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- ・運転免許証等の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・本人及び扶養義務者の所得・課税証明書（控除額の明細等全て記載のあるもの。同意により市で確認できる場合は不要）
- ・市長が必要と認める書類

<p>同意書</p> <p>私は、この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、生活保護情報等）を利用することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p>

署名又は記名押印

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、身体障害者用自動車改造費助成金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(請求者) 住所
氏名

署名又は記名押印

四日市市長

振 込 先 (※)	金融機関	銀行		支店	
		金庫		支所	
		農協		出張所	
	預金種別	口 座		口 座	
	普 通	番 号		名 義 人	

(※) 請求者本人名義に限る。

添付書類

- ・領収書
- ・改造前後の写真（改造箇所の分かるもの）及び車正面の写真（自動車登録番号の分かるもの）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に定める様式は、改正後の四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和 3 年四日市市告示第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 9 8 号）	(略)	
四日市市点字出版物給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 3 7 1 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考

(略)		
四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱（平成17年四日市市告示第98号）	(略)	
四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成17年四日市市告示第99号）	第1号様式及び第4号様式	署名をした場合に限る。
四日市市点字出版物給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第371号）	(略)	
(略)		

(健康福祉部障害福祉課)